

あなたとあなたのご家族にとって
大切な制度のご案内です
必ず内容をご確認ください

トピー工業 グループ保険

本制度の特長

● 手ごろな保険料で充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

● 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じた必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

● 請求の手続きが安心・迅速

ご請求の際は、トピー工業株式会社が窓口となり、お手続きをしっかりサポートします。

● 配当金で実質負担を軽減

年に1回、収支計算を行い、剰余金は配当金として還付します。

健活 健康診断結果に応じた保険料 のキャッシュバック

健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。



【注意喚起情報】・【契約概要】はP3~6に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

※積立年金については、P35・36をご覧ください。

申込締切日

2022年7月15日(金)

責任開始期
(加入日)

2022年10月1日(土)



【契約者】 トピー工業株式会社

① はじめに

人によって、ライフステージによって、必要な保障内容や保障額は異なります。

家族構成や年齢によって、必要な保障内容や保障額は異なります。
 また、一度準備した保障も、ライフステージに応じて見直しが必要です。
 本制度では、様々なケースで必要になる保障を準備するため、目的別に商品をご用意いたしました。
 1年毎ご案内いたしますので、その時の変化にあわせて保障内容の変更も可能です。
 まずは下記に各商品の概要と特長をご案内いたします。是非ご確認ください。(商品の具体的な保障内容は、各商品のページをご覧ください。)

健活のマークがついている商品は健康情報活用商品です。

商品の名称	商品の特長
死亡保障保険 年金払特約付子ども特約付団体定期保険	P.13 <ul style="list-style-type: none"> ◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎保険金を一時金または年金で受け取ることができます。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
健活 重病克服支援制度 健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団月掛無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)	P.21 <ul style="list-style-type: none"> ◎7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ◎余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約) ※特約の付加により保障内容が異なります。 ◎健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。
医療保障保険 家族特約付医療保障保険(団体型)	P.25 <ul style="list-style-type: none"> ◎病気やケガによる入院を保障します。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
健活 総合医療サポート 健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期)付、代理請求特約[Y]付集団月掛無配当医療保険	P.27 <ul style="list-style-type: none"> ◎病気や不慮の事故による傷害を原因とした入院、所定の手術などを保障します。 ◎三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。 ◎健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。
健康づくりサポート 健康づくりサポート	P.29 <ul style="list-style-type: none"> ◎健康増進に役立つ情報を提供します。 ◎楽しいオリジナルメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。
積立年金 拠出型企業年金保険	P.37 <ul style="list-style-type: none"> ◎在職中の積立制度です。 ◎積み立てた資金を原資として、保険料払込完了後に年金を受け取ることができます。

【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- 配偶者については、健康サポート・キャッシュバック特約の対象となりません。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。
 注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

◎マークについて 本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。
 保険金や給付金をお支払いできないことがあります。特にご確認ください。
 表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。



安心して暮らしていくために家族そろって保障を充実

- 自分に万一のとき、妻子の生活費や住居費、子どもの教育費など、大きな資金が必要になることを考えて、充実した保障を確保。



残された家族のことも考えて保障を確保

- いまは保険より貯蓄に重点をおきたい。
- ただし、自分に万一のときに残された家族にのこせる保障を、と考える。

ご加入いただける方		
本人	配偶者	子ども
トビー工業株式会社および同社グループ会社の役員および従業員(再雇用者を含む)で、14歳6カ月を超え70歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方) [年齢は2022年10月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	15歳6カ月を超え70歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注*}
トビー工業株式会社および同社グループ会社の役員および従業員(再雇用者を含む)で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方) [年齢は2022年10月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
トビー工業株式会社および同社グループ会社の役員および従業員(再雇用者を含む)で、15歳6カ月を超え69歳6カ月までの方 [年齢は2022年10月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	15歳6カ月を超え69歳6カ月までの方	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注*}
トビー工業株式会社および同社グループ会社の役員および従業員(再雇用者を含む)で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方) ※医療保障保険への加入が条件となります。 [年齢は2022年10月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
ご加入いただける方についてはP.29をご覧ください。		
ご加入いただける方についてはP.39をご覧ください。		

※積立年金は、P.39加入資格をご覧ください。



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。



健康情報活用商品については、毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

◎見出しについて

本パンフレットは全ページを通して、右部にコンテンツマップをご用意しています。制度の全体像やご覧になられている項目の確認などにご利用ください。

はじめに

本制度の特長と本パンフレットについての説明

注意喚起情報・契約概要

重要です
必ずお読みください

健康情報活用商品について

重要です
必ずお読みください

死亡保障保険

ポイントと、保障内容の説明

重病克服支援制度

ポイントと、保障内容の説明

医療保障保険

ポイントと、保障内容の説明

総合医療サポート

ポイントと、保障内容の説明

健康づくりサポート

ご注意いただきたいこと

お申し込みの際に、充分にご確認いただきたい内容について

契約概要・注意喚起情報(積立年金)

重要です
必ずお読みください

積立年金

ポイントと、保障内容の説明

② 注意喚起情報・契約概要

ここでは死亡保障保険・医療保障保険・総合医療サポート・重病克服支援制度について記載しております。

積立年金については、P35・36をご覧ください。

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

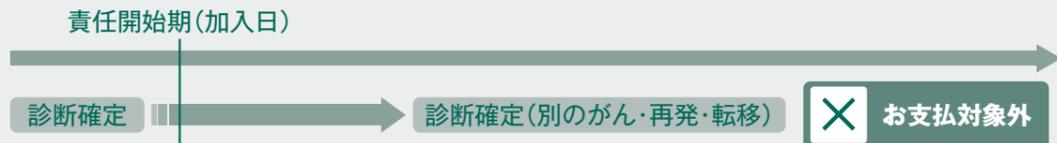
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.31**

2 告知内容について



- ◎ 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- ◎ 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎ 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細につきましては「はじめに」P.1をご参照ください。

Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

現在の就業状態

本人

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

現在の健康状態

配偶者・子ども

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

Step2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

死亡保障保険

重病克服支援制度

- 7大疾病保障特約
- がん・上皮内新生物保障特約

医療保障保険

総合医療サポート

過去12カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

過去3カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。
- (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

過去2年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
- (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
- ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
- ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
- ④「治療」には、指示・指導を含みます。

【別表】

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

重病克服支援制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

現在までの健康状態

- 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<総合医療サポート・重病克服支援制度の場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口

0120-661-320

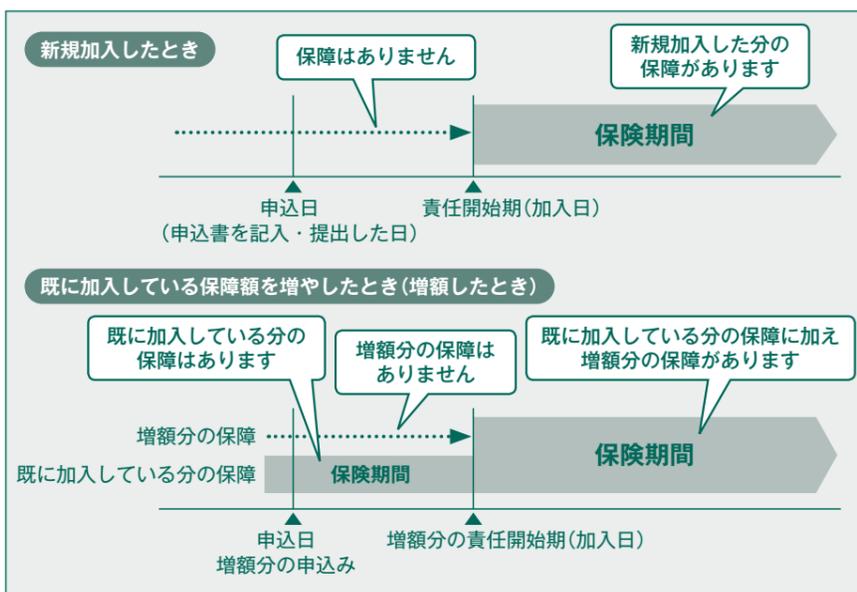
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点をご責任開始期（加入日）といい、右記の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。

高度障害保険金、給付金等は、責任開始期（加入日）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。



4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◎被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金（給付金）受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

- ◎お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）
この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。
- ◎ご照会・ご相談窓口等
 - 指定紛争解決機関
この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。
 - 生命保険契約者保護機構
引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.34**

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 **P.4**

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認くださいたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）や保険料

◎主な保障内容

保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

死亡保障保険 **P.13** **重病克服支援制度** **P.21** **医療保障保険** **P.25** **総合医療サポート** **P.27**

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

◎保険料【控除方法】

毎月の給与から控除します。（初回は10月分給与から）

3 配当金

◎配当金の対象となる商品（下記以外の保険は無配当保険ですので、配当金はありません。）

死亡保障保険 **医療保障保険**

死亡保障保険・医療保障保険は、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

【死亡保障保険】【医療保障保険】

明治安田生命保険相互会社（事務幹事） 日本生命保険相互会社

上記保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお引受保険会社等は変更されることがあります。

【総合医療サポート】【重病克服支援制度】

明治安田生命保険相互会社

③ 健康情報活用商品について

該当商品 総合医療サポート
名称 重病克服支援制度

本パンフレット内で、「健康情報活用商品」には「健活」のマークがついています。

このページは、本パンフレットの「注意喚起情報・契約概要」の内容に加え、「健康情報活用商品」の「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)」(以下、「CB特約」)において、特にご注意いただきたい事項をまとめております。

「CB特約」では、加入者の健康診断結果に応じて、一部保険料のキャッシュバックをうけられる場合があります。キャッシュバックの判断基準となるランクの判定のためには、保険契約者(以下、団体)を通じて毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。

健康診断結果の提出がない場合やその情報の取扱いに同意いただけない場合は、健康診断結果の如何を問わず、キャッシュバックの対象となりません。必ず、以下の内容をご確認ください。

対象商品

以下の商品のうち、本パンフレット内で「健活」のマークがついているものが対象です。

商品名		保険期間
主契約	特約	
無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)	7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約	1年
無配当医療保険	-	
無配当定期保険(Ⅱ型)	-	

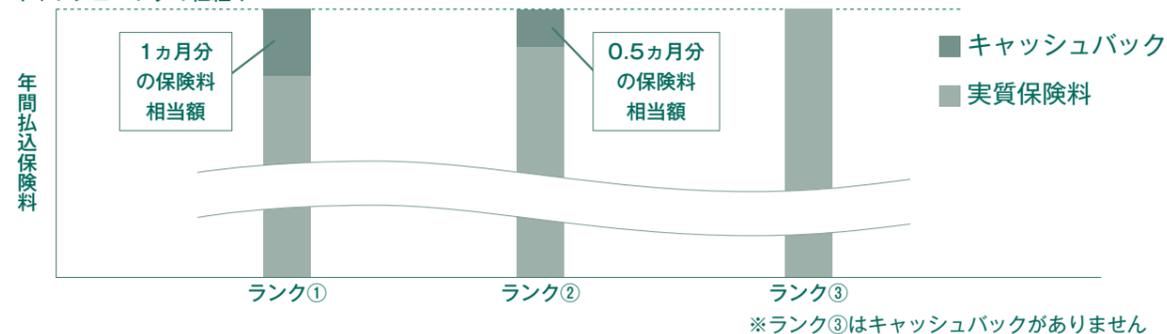
対象者

加入対象区分：本人

「CB特約」の概要

- 各加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間(1年)満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバック(※)することで、加入者の「健康に向けた前向きな活動」を応援します。
- CB特約は、加入者が健康診断結果の提出について同意した場合に付加され、その後、以下のいずれかに該当しない限り継続して付加されます。
 - 加入者が健康診断結果の提出についてあらたに不同意の申し出をしたとき
 - 加入者が健康情報活用商品を脱退したとき
 - 団体がCB特約を継続しなかったとき
 - 保険会社がCB特約の取扱いを停止したとき

<キャッシュバックの仕組み>



保険料

特約の付加に対する保険料は必要ありません。

キャッシュバックの支払いについて

「ランク」に応じ、以下の金額がキャッシュバックされます。

<ランクによるキャッシュバック割合>

ランク	キャッシュバック割合
ランク①	主契約および対象の特約の保険料 1ヵ月分相当額 ^(注)
ランク②	主契約および対象の特約の保険料 0.5ヵ月分相当額 ^(注)
ランク③	なし

(注)保険期間満了時の保険料をもとに算出します。

保険期間中に減額があった場合は減額後の保険料とし、特約が消滅した場合は特約分の保険料は含みません。

- キャッシュバックの支払いには、保険期間満了時までの主契約および対象特約の保険料が払い込まれていることが必要です。
- 詳細については「ご契約のしおり 特約」をご覧ください。

「ランク」の判定方法について

以下3段階で「ランク」の判定を行ないます。

【第1段階】健康診断の結果をもとに健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)を判定します。

(表1-1)40歳未満

健診項目		健診結果区分					
		A	B	C	D		
必須項目	基礎	BMI(kg/m ²) ^(※1)	18.5～24.9	15.0～18.4 25.0～29.9	30.0～34.9	14.9以下 35.0以上	
			血圧 ^(※2)	収縮期(mmHg)	129以下	130～139	140～159
	拡張期(mmHg)	84以下		85～89	90～99	100以上	
	尿	尿糖	(-)	(±)以上			
尿蛋白		(-)	(±)	(+)	(2+)以上		
任意項目	血液	脂質(中性脂肪)(mg/dL)	30～149	150～299	300～499	29以下 500以上	
		肝機能 ^(※3)	GPT(ALT)(U/L)	30以下	31～40	41～50	51以上
			γ-GT(γ-GTP)(U/L)	50以下	51～80	81～100	101以上

(表1-2)40歳以上

健診項目		健診結果区分				
		A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI(kg/m ²) ^(※1)	18.5～24.9	15.0～18.4 25.0～29.9	30.0～34.9	14.9以下 35.0以上
			血圧 ^(※2)	収縮期(mmHg)	129以下	130～139
	拡張期(mmHg)	84以下		85～89	90～99	100以上
	尿	尿蛋白	(-)	(±)	(+)	(2+)以上
血液	脂質(中性脂肪)(mg/dL)	30～149	150～299	300～499	29以下 500以上	
		肝機能 ^(※3)	GPT(ALT)(U/L)	30以下	31～40	41～50
	γ-GT(γ-GTP)(U/L)		50以下	51～80	81～100	101以上
	糖代謝 ^(※4)	HbA1c(%)	5.5以下	5.6～5.9	6.0～6.4	6.5以上
血糖(mg/dL)		99以下	100～109	110～125	126以上	

【第2段階】健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)をポイント換算します。

(表2-1)40歳未満

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI ^(※1)	30	20	0	0	30	20	10	0
	血圧 ^(※2)	30	20	10	0	30	10	0	0
	尿糖	30	0	—	—	30	0	—	—
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	10	0
項目任意	脂質	10	0			10	0		
	肝機能 ^(※3)	(※5)				(※5)			

(表2-2)40歳以上

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI ^(※1)	30	20	10	0	30	10	0	0
	血圧 ^(※2)	30	20	10	0	30	20	10	0
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	0	0
	脂質	30	20	10	0	30	10	0	0
	肝機能 ^(※3)	30	20	10	0	30	10	0	0
	糖代謝 ^(※4)	30	10	0	0	30	20	0	0

- (※1) 提出された健康診断の結果にBMIの記載がない場合でも、体重および身長に記載があるときは、BMIは $\text{体重}(\text{kg}) \div (\text{身長}(\text{m}))^2$ で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。
- (※2) 収縮期血圧および拡張期血圧の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血圧と拡張期血圧が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします。
- (※3) GPT(ALT)および γ -GTP(γ -GTP)の両方の結果が提出されていることを要します。GPT(ALT)と γ -GTP(γ -GTP)が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします。
- (※4) HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により「健診結果区分」(A～D)および「ポイント」(30～0)を判定します。
- (※5) 40歳未満は、脂質・肝機能の「健診結果区分」がともにA判定の場合のみ「ポイント」(10)を加算します。

【第3段階】健診項目ごとのポイントを合計し、「ランク」を判定します。

(表3-1)40歳未満

ランク①	ランク②	ランク③
120ポイント以上	110ポイント	100ポイント以下

(表3-2)40歳以上

ランク①	ランク②	ランク③
170ポイント以上	150～160ポイント	140ポイント以下

その他 (留意事項)

- 「ランク」の判定にあたっては、(表1-1) (表1-2)に記載の年齢ごとの必須項目をすべて受診していることを要します。
- 健康診断は、法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含みます。
- 加入者が団体に健康診断結果を提出した場合でも、団体から所定の様式を用いて期限内に保険会社に提出されなかったときには、その加入者は「ランク③」として取扱います。
 - ※健康診断の受診日は、保険期間満了日の前24ヵ月以内であることを要します。(勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと保険会社が認めた場合は、受診日が保険期間満了日の前24ヵ月以内である健康診断とみなします。)
 - ※「ランク」の判定に使用する年齢は、加入者が健康診断を受診した日の後、最初に到来する3月31日時点での加入者の満年齢によります。ただし、3月31日に受診した場合には、その受診時の満年齢によります。なお、誕生日が4月1日の場合、当該3月31日が属する年の前年の4月1日時点の満年齢によるものとします。「加入資格」や「保険料(掛金)」で使用している年齢とは異なります。

健康診断に関する情報の提出と取扱いの同意について

- 「CB特約」は、ランクの判定のために、加入者の健康診断に関する情報(以下、「健診情報」)を明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)に提出する必要があります。

- 健診情報は、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等の医療保険者が保有している場合や、医療保険者と保険契約者(以下、「団体」)が共有している場合等があります。
- いずれの場合も、健診情報は団体から保険会社へ提出いただくことを条件としています。
- 加入者個人から直接保険会社へ提出いただくことはできませんが、団体が加入者個人から健診情報を収集することを当社所定の方法を活用しサポートする場合があります。

- 健診情報の取扱いにかかる重要事項について、次の「**健診情報の取扱いについて**」に記載をしております。

「**健診情報の取扱いについて**」に同意いただけない加入者は、健診情報の結果の如何を問わず**ランク③**となります。(ランク③の場合、キャッシュバックの対象となりません。)

「**加入申込書兼告知書**」において同意を求めるのは以下の事項です。

健診情報の取扱いについて

1. 健診情報の提出およびランクの通知

- 団体が、加入者の健診情報のうち、<別表>記載の内容を、保険会社へ提出すること
- 団体と健診情報保有者(医療保険者等)が異なる場合は、健診情報保有者が、<別表>記載の内容を団体へ提出し、団体が、その情報を保険会社へ提出すること
- 団体が、加入者の健診情報を求める主旨・目的を健診情報保有者へ通知すること
- 保険会社が、団体から提出を受けた健診情報をもとに判定した各加入者のランク(ランク①～③のいずれに該当しているか)を、団体へ通知すること

<別表：提出に同意する健診情報>

- 健康診断受診日
- BMI(身長・体重)、血圧(収縮期・拡張期)、尿糖、尿蛋白、脂質(中性脂肪)、肝機能(GPT・γ-GT)、糖代謝(HbA1c・血糖)

2. 健診情報の利用目的

- 保険会社が、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、「ランクの判定」「団体への統計レポートの提供」「加入者に対する健康関連情報等の提供」「医事研究・統計」「その他保険に関連・付随する業務」のために利用すること

3. 健診情報と告知の別

- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の告知としては取り扱わないこと
したがって、保険会社は、提出を受けた健診情報にもとづいて告知義務違反を問うことはありません。
- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定に利用しないこと
したがって、保険会社が、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定時において、告知義務違反の事実が記載された健診情報を受領していた場合であっても、「加入申込書兼告知書」において正しく告知がなされなかったものは告知義務違反とし、契約の解除をする場合があります。

4. 他の生命保険契約での健診情報の取扱いとの相違

- 加入者と保険会社の間に、複数の生命保険契約(加入者が被保険者となる契約)がある場合、本パンフレットで「健康情報活用商品」とされている契約(以下、「本契約」)と、それ以外の契約とでは健診情報の利用目的・告知に関する取扱いが異なること

- 本契約で利用する健診情報は、団体から保険会社へ提出された健診情報です。
保険会社が個人との間で締結している契約(以下、「個人契約」)において、本契約の加入者が被保険者となっており、保険会社に直接健診情報を提出していた場合でも、その健診情報は、本契約では使用いたしません。
- 個人契約において提出された健診情報が、個人契約の加入・増額時の告知として取り扱われる場合でも、本契約においては、告知としての取扱いはいたしません。

5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能

- 保険会社は、「団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能」(以下、「健診情報収集のサポート機能」)を、団体に提供すること
- 健診情報収集のサポート機能を利用した場合、保険会社は、所定の期間外および「みんなのMYポータル」機能以外での健診情報は受け付けないこと

<健診情報収集のサポート機能について>

- ①保険会社は、「みんなのMYポータル」を通じ、加入者に対し、健診情報のうちランク判定に必要な項目の数値等・画像の登録を求める。この場合、保険会社は、団体からの依頼を受け、加入者に対して、<別表>記載の項目の数値等および、加入者の氏名、医療機関名等が記載された健康診断結果の画像を所定の期間内に登録するよう求める場合がある(「みんなのMYポータル」登録アドレスにメール送信)
- ②保険会社は、所定の期間中、未登録・不備等が解消されない場合、複数回督促メールの送信を行なう
- ③保険会社は、所定の期間中に不備等が解消されない情報を除き、加入者が登録した健診情報の数値等と画像を照合し、当該データを団体に提供する。なお、保険会社は、当該データを、団体からの健診情報提出後、他の用途には転用することはせず、速やかに廃棄する
- ④団体は当該データをもとに保険会社に健診情報を提出する

4 死亡保障保険

【保険期間】2022年10月1日(土)～2023年9月30日(土)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

死亡保障保険は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。



申込 コース	本人						
	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)	
		年金原資【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	男性	女性
A	15～35歳 (1987.4.2～2008.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	3,150	2,130
	36～40歳 (1982.4.2～1987.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	3,930	3,360
	41～45歳 (1977.4.2～1982.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	5,220	4,050
	46～50歳 (1972.4.2～1977.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	7,350	5,610
	51～55歳 (1967.4.2～1972.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	10,560	7,470
	56～60歳 (1962.4.2～1967.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	15,120	9,390
	61～65歳 (1957.4.2～1962.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	22,980	12,360
	66～70歳 (1952.4.2～1957.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	33,930	16,560
	71歳 (1951.4.2～1952.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	44,310	21,870
	72歳 (1950.4.2～1951.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	48,990	24,330
	73歳 (1949.4.2～1950.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	54,420	27,210
	74歳 (1948.4.2～1949.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	60,720	30,390
	75歳 (1947.4.2～1948.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	68,160	33,840
	76歳 (1946.4.2～1947.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	76,920	37,740
	77歳 (1945.4.2～1946.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	87,270	42,300
	78歳 (1944.4.2～1945.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	99,480	47,820
79歳 (1943.4.2～1944.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	113,580	54,480	
80歳 (1942.4.2～1943.4.1)	3,000	25	11.1	3,337	129,510	62,460	

申込 コース	本人						
	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)	
		年金原資【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	男性	女性
B	15～35歳 (1987.4.2～2008.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	2,625	1,775
	36～40歳 (1982.4.2～1987.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	3,275	2,800
	41～45歳 (1977.4.2～1982.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	4,350	3,375
	46～50歳 (1972.4.2～1977.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	6,125	4,675
	51～55歳 (1967.4.2～1972.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	8,800	6,225
	56～60歳 (1962.4.2～1967.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	12,600	7,825
	61～65歳 (1957.4.2～1962.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	19,150	10,300
	66～70歳 (1952.4.2～1957.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	28,275	13,800
	71歳 (1951.4.2～1952.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	36,925	18,225
	72歳 (1950.4.2～1951.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	40,825	20,275
	73歳 (1949.4.2～1950.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	45,350	22,675
	74歳 (1948.4.2～1949.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	50,600	25,325
	75歳 (1947.4.2～1948.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	56,800	28,200
	76歳 (1946.4.2～1947.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	64,100	31,450
	77歳 (1945.4.2～1946.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	72,725	35,250
	78歳 (1944.4.2～1945.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	82,900	39,850
79歳 (1943.4.2～1944.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	94,650	45,400	
80歳 (1942.4.2～1943.4.1)	2,500	25	9.2	2,781	107,925	52,050	

本人							
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)	
		年金原資【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	男性	女性
C	15～35歳 (1987.4.2～2008.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	2,100	1,420
	36～40歳 (1982.4.2～1987.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	2,620	2,240
	41～45歳 (1977.4.2～1982.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	3,480	2,700
	46～50歳 (1972.4.2～1977.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	4,900	3,740
	51～55歳 (1967.4.2～1972.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	7,040	4,980
	56～60歳 (1962.4.2～1967.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	10,080	6,260
	61～65歳 (1957.4.2～1962.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	15,320	8,240
	66～70歳 (1952.4.2～1957.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	22,620	11,040
	71歳 (1951.4.2～1952.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	29,540	14,580
	72歳 (1950.4.2～1951.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	32,660	16,220
	73歳 (1949.4.2～1950.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	36,280	18,140
	74歳 (1948.4.2～1949.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	40,480	20,260
	75歳 (1947.4.2～1948.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	45,440	22,560
	76歳 (1946.4.2～1947.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	51,280	25,160
	77歳 (1945.4.2～1946.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	58,180	28,200
	78歳 (1944.4.2～1945.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	66,320	31,880
79歳 (1943.4.2～1944.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	75,720	36,320	
80歳 (1942.4.2～1943.4.1)	2,000	20	9.0	2,172	86,340	41,640	
D	15～35歳 (1987.4.2～2008.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	1,575	1,065
	36～40歳 (1982.4.2～1987.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	1,965	1,680
	41～45歳 (1977.4.2～1982.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	2,610	2,025
	46～50歳 (1972.4.2～1977.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	3,675	2,805
	51～55歳 (1967.4.2～1972.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	5,280	3,735
	56～60歳 (1962.4.2～1967.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	7,560	4,695
	61～65歳 (1957.4.2～1962.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	11,490	6,180
	66～70歳 (1952.4.2～1957.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	16,965	8,280
	71歳 (1951.4.2～1952.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	22,155	10,935
	72歳 (1950.4.2～1951.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	24,495	12,165
	73歳 (1949.4.2～1950.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	27,210	13,605
	74歳 (1948.4.2～1949.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	30,360	15,195
	75歳 (1947.4.2～1948.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	34,080	16,920
	76歳 (1946.4.2～1947.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	38,460	18,870
	77歳 (1945.4.2～1946.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	43,635	21,150
	78歳 (1944.4.2～1945.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	49,740	23,910
79歳 (1943.4.2～1944.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	56,790	27,240	
80歳 (1942.4.2～1943.4.1)	1,500	15	8.8	1,590	64,755	31,230	

本人							
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)	
		年金原資【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	男性	女性
E	15～35歳 (1987.4.2～2008.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	1,050	710
	36～40歳 (1982.4.2～1987.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	1,310	1,120
	41～45歳 (1977.4.2～1982.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	1,740	1,350
	46～50歳 (1972.4.2～1977.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	2,450	1,870
	51～55歳 (1967.4.2～1972.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	3,520	2,490
	56～60歳 (1962.4.2～1967.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	5,040	3,130
	61～65歳 (1957.4.2～1962.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	7,660	4,120
	66～70歳 (1952.4.2～1957.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	11,310	5,520
	71歳 (1951.4.2～1952.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	14,770	7,290
	72歳 (1950.4.2～1951.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	16,330	8,110
	73歳 (1949.4.2～1950.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	18,140	9,070
	74歳 (1948.4.2～1949.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	20,240	10,130
	75歳 (1947.4.2～1948.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	22,720	11,280
	76歳 (1946.4.2～1947.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	25,640	12,580
	77歳 (1945.4.2～1946.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	29,090	14,100
	78歳 (1944.4.2～1945.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	33,160	15,940
79歳 (1943.4.2～1944.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	37,860	18,160	
80歳 (1942.4.2～1943.4.1)	1,000	10	8.6	1,035	43,170	20,820	
F	15～35歳 (1987.4.2～2008.4.1)	500	5	8.4	505	525	355
	36～40歳 (1982.4.2～1987.4.1)	500	5	8.4	505	655	560
	41～45歳 (1977.4.2～1982.4.1)	500	5	8.4	505	870	675
	46～50歳 (1972.4.2～1977.4.1)	500	5	8.4	505	1,225	935
	51～55歳 (1967.4.2～1972.4.1)	500	5	8.4	505	1,760	1,245
	56～60歳 (1962.4.2～1967.4.1)	500	5	8.4	505	2,520	1,565
	61～65歳 (1957.4.2～1962.4.1)	500	5	8.4	505	3,830	2,060
	66～70歳 (1952.4.2～1957.4.1)	500	5	8.4	505	5,655	2,760
	71歳 (1951.4.2～1952.4.1)	500	5	8.4	505	7,385	3,645
	72歳 (1950.4.2～1951.4.1)	500	5	8.4	505	8,165	4,055
	73歳 (1949.4.2～1950.4.1)	500	5	8.4	505	9,070	4,535
	74歳 (1948.4.2～1949.4.1)	500	5	8.4	505	10,120	5,065
	75歳 (1947.4.2～1948.4.1)	500	5	8.4	505	11,360	5,640
	76歳 (1946.4.2～1947.4.1)	500	5	8.4	505	12,820	6,290
	77歳 (1945.4.2～1946.4.1)	500	5	8.4	505	14,545	7,050
	78歳 (1944.4.2～1945.4.1)	500	5	8.4	505	16,580	7,970
79歳 (1943.4.2～1944.4.1)	500	5	8.4	505	18,930	9,080	
80歳 (1942.4.2～1943.4.1)	500	5	8.4	505	21,585	10,410	

本人							
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料 (円)	
		年金原資【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	男性	女性
G	15～35歳 (1987.4.2～2008.4.1)	250	5	4.2	252	263	178
	36～40歳 (1982.4.2～1987.4.1)	250	5	4.2	252	328	280
	41～45歳 (1977.4.2～1982.4.1)	250	5	4.2	252	435	338
	46～50歳 (1972.4.2～1977.4.1)	250	5	4.2	252	613	468
	51～55歳 (1967.4.2～1972.4.1)	250	5	4.2	252	880	623
	56～60歳 (1962.4.2～1967.4.1)	250	5	4.2	252	1,260	783
	61～65歳 (1957.4.2～1962.4.1)	250	5	4.2	252	1,915	1,030
	66～70歳 (1952.4.2～1957.4.1)	250	5	4.2	252	2,828	1,380
	71歳 (1951.4.2～1952.4.1)	250	5	4.2	252	3,693	1,823
	72歳 (1950.4.2～1951.4.1)	250	5	4.2	252	4,083	2,028
	73歳 (1949.4.2～1950.4.1)	250	5	4.2	252	4,535	2,268
	74歳 (1948.4.2～1949.4.1)	250	5	4.2	252	5,060	2,533
	75歳 (1947.4.2～1948.4.1)	250	5	4.2	252	5,680	2,820
	76歳 (1946.4.2～1947.4.1)	250	5	4.2	252	6,410	3,145
	77歳 (1945.4.2～1946.4.1)	250	5	4.2	252	7,273	3,525
	78歳 (1944.4.2～1945.4.1)	250	5	4.2	252	8,290	3,985
	79歳 (1943.4.2～1944.4.1)	250	5	4.2	252	9,465	4,540
80歳 (1942.4.2～1943.4.1)	250	5	4.2	252	10,793	5,205	

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて
 ・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
 ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者				
申込金額 (万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	月払保険料 (円)	
			男性	女性
800	16～35歳 (1987.4.2～2007.4.1)	800	840	568
	36～40歳 (1982.4.2～1987.4.1)	800	1,048	896
	41～45歳 (1977.4.2～1982.4.1)	800	1,392	1,080
	46～50歳 (1972.4.2～1977.4.1)	800	1,960	1,496
	51～55歳 (1967.4.2～1972.4.1)	800	2,816	1,992
	56～60歳 (1962.4.2～1967.4.1)	800	4,032	2,504
	61～65歳 (1957.4.2～1962.4.1)	800	6,128	3,296
	66～70歳 (1952.4.2～1957.4.1)	800	9,048	4,416
	71歳 (1951.4.2～1952.4.1)	800	11,816	5,832
	72歳 (1950.4.2～1951.4.1)	800	13,064	6,488
	73歳 (1949.4.2～1950.4.1)	800	14,512	7,256
	74歳 (1948.4.2～1949.4.1)	800	16,192	8,104
	75歳 (1947.4.2～1948.4.1)	800	18,176	9,024
	16～35歳 (1987.4.2～2007.4.1)	400	420	284
	36～40歳 (1982.4.2～1987.4.1)	400	524	448
	41～45歳 (1977.4.2～1982.4.1)	400	696	540
	46～50歳 (1972.4.2～1977.4.1)	400	980	748
51～55歳 (1967.4.2～1972.4.1)	400	1,408	996	
56～60歳 (1962.4.2～1967.4.1)	400	2,016	1,252	
61～65歳 (1957.4.2～1962.4.1)	400	3,064	1,648	
66～70歳 (1952.4.2～1957.4.1)	400	4,524	2,208	
71歳 (1951.4.2～1952.4.1)	400	5,908	2,916	
72歳 (1950.4.2～1951.4.1)	400	6,532	3,244	
73歳 (1949.4.2～1950.4.1)	400	7,256	3,628	
74歳 (1948.4.2～1949.4.1)	400	8,096	4,052	
75歳 (1947.4.2～1948.4.1)	400	9,088	4,512	

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

死亡保障保険

こども			
申込金額（万円）	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 （万円）	月払保険料（円）	
400	400	280	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳（2000.4.2～2020.4.1）

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

保険金のお支払いに関するご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方。こどもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合をいいます。
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 - ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.31

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

- 以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
 - ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
 - 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について）
 - 高度障害保険金について
 - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.31

⑤ 重病克服支援制度

【保険期間】2022年10月1日(土)～2023年9月30日(土)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

重病克服支援制度は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。
約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)

「健康情報活用商品」には「健活」のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

保障区分	保障内容	保障額		
		本人・配偶者		
		100万円	200万円	300万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき [特定疾病保険金](※2)	100万円	200万円	300万円
	死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金](※2)			
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき [7大疾病保険金](※3)	50万円	100万円	150万円
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金](※3)	10万円	20万円	30万円

- ⚠ (※1)急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- (※2)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。
- (※3)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

◎保険金ごとの保障イメージ <お申込金額300万円の場合>

保険金種類	お支払事由				
	死亡・高度障害	特定疾病		その他の4疾病	
		悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 300万円				
特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 150万円				
特約 がん・上皮内新生物 保険金	← お支払事由のいずれかに該当で 30万円 →				
お支払事由ごとの 保険金額合計	300万円	480万円	450万円	150万円	30万円

(※)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

保険金のお支払いに関するご注意

⚠ 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例 ^{※1}	
7大疾病保険金 ^{※13}	●悪性新生物(がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物 保険金	加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際がん連合(UICC)のTNM分類が「Tis」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含まれません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、インスリン療法に切り替える場合があります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜透析法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効となります。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 **P.31**

●保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

※本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保障特約のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保障金がお支払された場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎月額保険料 <保険期間1年、集団月掛毎月払、主契約保険金額100万円・200万円・300万円>

男性									
年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者								
	100万円			200万円			300万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円
16～20歳 (2002.4.2～2007.4.1)	181円	65円	13円	362円	130円	26円	543円	195円	39円
21～25歳 (1997.4.2～2002.4.1)	233円	70円	13円	466円	140円	26円	699円	210円	39円
26～30歳 (1992.4.2～1997.4.1)	238円	85円	14円	476円	170円	28円	714円	255円	42円
31～35歳 (1987.4.2～1992.4.1)	288円	110円	17円	576円	220円	34円	864円	330円	51円
36～40歳 (1982.4.2～1987.4.1)	380円	140円	21円	760円	280円	42円	1,140円	420円	63円
41～45歳 (1977.4.2～1982.4.1)	517円	195円	31円	1,034円	390円	62円	1,551円	585円	93円
46～50歳 (1972.4.2～1977.4.1)	845円	345円	48円	1,690円	690円	96円	2,535円	1,035円	144円
51～55歳 (1967.4.2～1972.4.1)	1,386円	550円	73円	2,772円	1,100円	146円	4,158円	1,650円	219円
56～60歳 (1962.4.2～1967.4.1)	2,155円	935円	126円	4,310円	1,870円	252円	6,465円	2,805円	378円
61～65歳 (1957.4.2～1962.4.1)	3,345円	1,490円	231円	6,690円	2,980円	462円	10,035円	4,470円	693円
66～69歳 (1953.4.2～1957.4.1)	4,939円	2,150円	354円	9,878円	4,300円	708円	14,817円	6,450円	1,062円

女性									
年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者								
	100万円			200万円			300万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円
16～20歳 (2002.4.2～2007.4.1)	156円	65円	16円	312円	130円	32円	468円	195円	48円
21～25歳 (1997.4.2～2002.4.1)	181円	80円	26円	362円	160円	52円	543円	240円	78円
26～30歳 (1992.4.2～1997.4.1)	223円	105円	33円	446円	210円	66円	669円	315円	99円
31～35歳 (1987.4.2～1992.4.1)	306円	150円	45円	612円	300円	90円	918円	450円	135円
36～40歳 (1982.4.2～1987.4.1)	437円	220円	62円	874円	440円	124円	1,311円	660円	186円
41～45歳 (1977.4.2～1982.4.1)	626円	370円	82円	1,252円	740円	164円	1,878円	1,110円	246円
46～50歳 (1972.4.2～1977.4.1)	783円	485円	101円	1,566円	970円	202円	2,349円	1,455円	303円
51～55歳 (1967.4.2～1972.4.1)	1,017円	615円	104円	2,034円	1,230円	208円	3,051円	1,845円	312円
56～60歳 (1962.4.2～1967.4.1)	1,247円	820円	121円	2,494円	1,640円	242円	3,741円	2,460円	363円
61～65歳 (1957.4.2～1962.4.1)	1,758円	970円	164円	3,516円	1,940円	328円	5,274円	2,910円	492円
66～69歳 (1953.4.2～1957.4.1)	2,314円	1,295円	184円	4,628円	2,590円	368円	6,942円	3,885円	552円

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
 - 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
 - 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.31

6 医療保障保険

【保険期間】2022年10月1日(土)～2023年9月30日(土)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)

- この保険は、病気・ケガで継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

保障内容	加入対象者	
	本人・配偶者・子ども 1口 3,000円	本人 2口 6,000円
病気やケガで、 継続して5日以上入院したとき 〔入院給付金〕	日額 3,000円 × (入院日数-4日)	日額 6,000円 × (入院日数-4日)
死亡したとき 〔死亡保険金〕	10万円	20万円

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎月額保険料

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者		本人	
	1口 3,000円		2口 6,000円	
16～20歳 (2002.4.2～2007.4.1)	632円		1,264円	
21～25歳 (1997.4.2～2002.4.1)	787円		1,574円	
26～30歳 (1992.4.2～1997.4.1)	895円		1,790円	
31～35歳 (1987.4.2～1992.4.1)	938円		1,876円	
36～40歳 (1982.4.2～1987.4.1)	966円		1,932円	
41～45歳 (1977.4.2～1982.4.1)	1,087円		2,174円	
46～50歳 (1972.4.2～1977.4.1)	1,286円		2,572円	
51～55歳 (1967.4.2～1972.4.1)	1,659円		3,318円	
56～60歳 (1962.4.2～1967.4.1)	2,187円		4,374円	
61～65歳 (1957.4.2～1962.4.1)	3,047円		6,094円	
66～69歳 (1953.4.2～1957.4.1)	4,369円		8,738円	

年齢【保険年齢】 (生年月日)	子ども	
	1口 3,000円	
3～22歳 (2000.4.2～2020.4.1)	一律 607円	

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

- 入院には、主に以下のような支払要件や制限事項があります。**
- お支払いの対象となる入院は、加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により、保険期間中に治療を目的としたものであることを要します。
この保険の加入日前に発生した原因による入院や、加入日前からの入院は、お支払いの対象となりません。
※ただし、この保険の加入日から2年経過した後に入院を開始した場合は、加入日前の原因による場合でもお支払いします。
 - 同一の原因により、継続して5日以上入院したとき、入院給付金をお支払いします。
ただし、1回の入院では120日、他の回の入院も通算して700日がお支払日数の限度です。
なお、お支払事由に該当する入院中に保険が満了となった場合、満了後のその入院は保険期間中の入院とみなし、お支払いの対象となります。
 - 保険金・給付金の受取人は次の通りです。
入院給付金：主契約の被保険者
死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.32

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。

- 以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。**
- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
 - 入院給付金について
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
 - 死亡保険金について
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.31

7 総合医療サポート

【保険期間】2022年10月1日(土)~2023年9月30日(土)



加入対象者



※医療保障保険への加入が条件です。

保障内容等(契約概要部分)

「健康情報活用商品」には「健活」のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

- 病気や不慮の事故で、継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

【保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額2,000円・4,000円】

保障内容	本人・配偶者		本人	
	1口 2,000円	2口 4,000円	1口 2,000円	2口 4,000円
三大疾病で継続して2日以上入院のとき 【疾病入院・三大疾病入院給付金】	日額 4,000円 ×入院日数	日額 8,000円 ×入院日数	日額 4,000円 ×入院日数	日額 8,000円 ×入院日数
三大疾病以外の病気で継続して2日以上入院のとき 【疾病入院給付金】	日額 2,000円 ×入院日数	日額 4,000円 ×入院日数	日額 2,000円 ×入院日数	日額 4,000円 ×入院日数
災害で継続して2日以上入院のとき 【災害入院給付金】	日額 2,000円 ×入院日数	日額 4,000円 ×入院日数	日額 2,000円 ×入院日数	日額 4,000円 ×入院日数
災害や病気で所定の集中治療室管理を受けられたとき 【集中治療給付金】	日額 2,000円 ×集中治療室管理日数	日額 4,000円 ×集中治療室管理日数	日額 2,000円 ×集中治療室管理日数	日額 4,000円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき 【手術給付金】	手術の種類に応じて 1・2・4・8万円	手術の種類に応じて 2・4・8・16万円	手術の種類に応じて 1・2・4・8万円	手術の種類に応じて 2・4・8・16万円
給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院のとき 【手術後療養給付金】	1回の手術につき 2万円	1回の手術につき 4万円	1回の手術につき 2万円	1回の手術につき 4万円
死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】	20万円	40万円	20万円	40万円

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

- 死亡保険金はお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。
- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- 入院給付金(三大疾病・疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限りです。
- 各給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度日数・回数		備考
	通算	回数	
三大疾病入院給付金	—	—	お支払日数の限度はありません。
疾病入院給付金	1回の入院につき 365日	1,095日	三大疾病の治療を目的とする入院の場合はお支払日数の限度はありません。
災害入院給付金	—	—	—
集中治療給付金	—	120日	集中治療給付金をお支払いする日数を通算して120日が限度です。
手術給付金	—	—	—
手術後療養給付金	—	—	お支払回数には限度はありません。

入院については、参照ページの「【入院について】」の項目をご覧ください。 **P.32**

- 疾病または三大疾病の発生(発病)には、疾病または三大疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- 保険金・給付金の受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金および各給付金：被保険者

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.32**

意向確認【ご加入前のご確認】

総合医療サポートは、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定される場合があります。

◎月額保険料 <保険期間1年、集月掛月払>
(保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額2,000円・4,000円)

年齢【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本人・配偶者	本人	本人・配偶者	本人
	1口 2,000円	2口 4,000円	1口 2,000円	2口 4,000円
16～20歳(2002.4.2～2007.4.1)	586円	1,172円	580円	1,160円
21～25歳(1997.4.2～2002.4.1)	636円	1,272円	628円	1,256円
26～30歳(1992.4.2～1997.4.1)	698円	1,396円	692円	1,384円
31～35歳(1987.4.2～1992.4.1)	742円	1,484円	738円	1,476円
36～40歳(1982.4.2～1987.4.1)	822円	1,644円	818円	1,636円
41～45歳(1977.4.2～1982.4.1)	958円	1,916円	948円	1,896円
46～50歳(1972.4.2～1977.4.1)	1,246円	2,492円	1,232円	2,464円
51～55歳(1967.4.2～1972.4.1)	1,500円	3,000円	1,472円	2,944円
56～60歳(1962.4.2～1967.4.1)	1,982円	3,964円	1,930円	3,860円
61～65歳(1957.4.2～1962.4.1)	2,748円	5,496円	2,654円	5,308円
66～69歳(1953.4.2～1957.4.1)	3,984円	7,968円	3,826円	7,652円

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。

- 以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
- 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 入院給付金(三大疾病・疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金について
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.31**

⑧ 健康づくりサポート

※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ず他の制度どれか1つとセットでご加入ください。



加入対象者



サービス概要

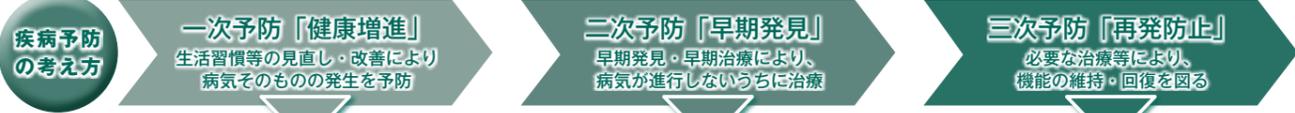
健康なんてあまり興味がないなあ・・・そんな、あなた自身の健康実現を応援するサービスです。

健康づくりサポートは健康・医療・メンタルヘルスなどのさまざまなサービスメニューを提供することで、ご加入者とそのご家族の健康づくりをサポートするサービスです。充実したメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。

病気がけがをした場合を保障する「保険制度」と心と体の健康づくりを応援する「健康づくりサポート」の両輪でサポートしてまいります。

サービスメニュー

疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



一次予防に対応したサービスメニュー

① 気づき

聴 季刊誌「健康情報」
お届け(年4回)

健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を満載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌。(日経ヘルス編集)【自宅もしくは職場へ】

表紙のサンプル

② 行動

ヘルシーファミリー倶楽部
ご利用はWebで

最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。

イメージ画像

③ 増進

相談ダイヤル
お電話で

日常生活における様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただくことができる専門の窓口をご用意。健康全般、病気が育児、メンタルヘルスに介護・・・ご相談には専門スタッフ(看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等)が責任を持って対応。
※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

二次・三次予防に対応したサービスメニュー

行動

テレセカンド®
お電話で

病院に受診することなく、名医(*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお応え。
●臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定
●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート

ホスピサーチ®
お電話で

名医が在籍する医療機関の情報(「医療機関名」及び「診療科」)をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。
●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能
●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能

*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は広義のがん、心臓疾患、脳動脈瘤、膠原病などです。テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。

③ 増進

WELBOX(ウェルボックス)
ご利用はWebで

国内約42,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。

イメージ画像

CLUB FUJITA
お電話で

藤田観光が運営するウイスタリアンライフクラブ(全国7施設)を優待料金で利用可能。
・神奈川県箱根2、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖・車山高原

健康づくりサポートの取扱い

加入期間	加入期間1年間(2022年10月1日~翌年9月30日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要な事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)

個人情報に関する取扱いについて

- 個人情報の利用目的**
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。
- 個人情報の取扱いの委託について**
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます。))が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。
- 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について**
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。
【お問い合わせ先】明治安田ライフプランセンター(株)(事務委託先)
団体サービス部 生活・健康サービスグループ
03-5952-5069
- 個人情報提供の任意性**
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

健康づくりサポート加入者規約

- 第1条(目的)**
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。加入者がより健康増進に推進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティー・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条(加入資格等)**
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
- 第3条(運営費)**
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。
- 第4条(加入者証の付与)**
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
- 第5条(健康情報の提供)**
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条(サービスの内容)**
1. サービスとは、以下のものを指します。
① 健康情報に関するサービス
(1) 健康情報誌等による各種健康情報の提供
(2) 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
(3) その他
② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社が第1条の目的に沿って提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。
3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。
- 第7条(届出事項の変更)**
1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。
2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。
- 第8条(脱退ならびに加入資格の喪失の場合の取扱い)**
1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。
2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入資格を喪失します。
3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入資格を取り消すことがあります。
4. 第2条に定める加入資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。
- 第9条(加入期間)**
1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。
2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。
- 第10条(データ保護)**
当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。
- 第11条(規約の変更)**
本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。
- 第12条(契約の終了)**
1. 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。
2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

サービス内容等に関するお問い合わせ先 健康づくりサポート事務局：0120-567-074(平日9:00~17:00)

9 ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

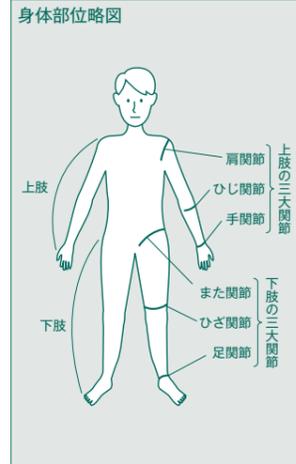
高度障害状態について	31
保険金・給付金をお支払いできない場合について	31
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	31
死亡保障保険	31
医療保障保険	32
総合医療サポート	32
重病克服支援制度	34
その他	34

高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

死亡保障保険・総合医療サポート・重病克服支援制度

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



1. 眼の障害(視力障害)
 - (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはしゃくの障害
 - (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

死亡保障保険・医療保障保険・総合医療サポート・重病克服支援制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由[®]に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を超過後も取消しとなる場合があります。
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があつたとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

死亡保障保険

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

医療保障保険

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院したとき	入院給付金日額×(入院日数-4日)をお支払いします。 ※1回の入院につき、120日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)*または、同等の日本国外にある医療施設
(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一または医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ① その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - ② その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
死亡保険金	●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

総合医療サポート

保険金・給付金のお支払いについて

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、保険金・給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
災害入院給付金	不慮の事故による傷害で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※同一事故による入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。
疾病入院給付金	疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。

三大疾病入院給付金	三大疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※お支払日数には限度がありません。
集中治療給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金日額×(対象となる手術の種類に対する給付倍率)をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

- 災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。
- 次の3つの入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。
 - ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
 - ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院
- 【入院について】【転入院または再入院された場合】【2回以上入院された場合】については、医療保障保険の記載を参照ください。

【入院中に保険期間が満了した場合】
 ●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了(高度障害で保険期間が満了した場合を含む)し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

- 「不慮の事故」「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。

<ご注意>

【三大疾病の治療を目的とした入院について】
 ●三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限(1入院365日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

- 対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含まれます。
- 「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
災害入院給付金 疾病入院給付金 集中治療給付金 手術給付金 手術後療養給付金	●被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(ただし、災害入院給付金を除きます。) ●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為によるとき ●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき(ただし、手術給付金・手術後療養給付金を除きます。)

重病克服支援制度

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

その他

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病克服支援制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

総合医療サポート・重病克服支援制度

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認められた方に限ります。
 - A. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
 - I. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
- *保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- *保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

ご照会・ご相談窓口について

- 【ご照会・ご相談窓口】**
- 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
 - この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス[https://www.seiho.or.jp/])
 - なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス[https://www.seihohogo.jp/]をご覧ください。

ご注意ください

10 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

積立年金(拠出型企業年金保険)

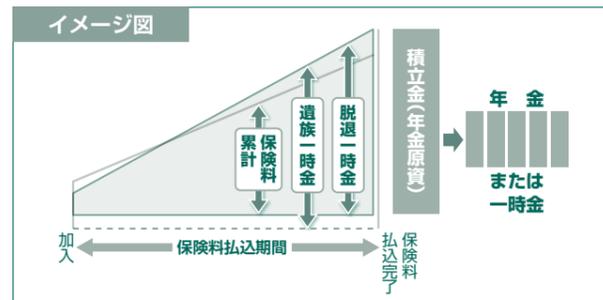
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



2 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

3 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

4 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もし

くは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

5 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

6 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることもあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する
苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
総合法人第二部 法人営業第二部
03-3560-5737

※2022年6月27日以降は、連絡先が変更
となります。

03-6259-0015

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9 ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

11 積立年金



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

積立年金は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

積立プラン

(一般の生命保険料控除型)

積立プランの特長

1. 払込完了後のコース選択が自由です。
 - ① 終身年金コース
 - ② 確定年金コース
 ①～②の複数選択も可能です。
(年金に代えて一時金として受取ることも可能です。)
2. 積立金の減口(積立金を引き出すこと)が毎年10月1日付に限り可能です。

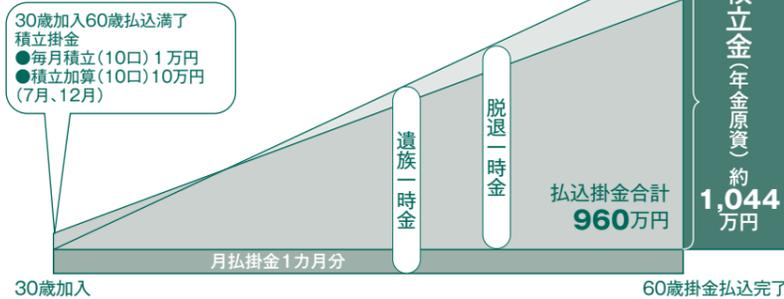
申込口数

- 月払 1口～50口(1口=1,000円)
- 賞与払 1口～99口(1口=10,000円)
- 一時払 1口～2,000口(1口=10,000円)

※積立プラン・ガッチリプラン双方に加入することも可能ですが、積立プランまたはガッチリプランいずれか一方の加入も可能です。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
(1)年間保険料766万円を常に維持していること。
(2)加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
(3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2022年4月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。
なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

在職中の積立例



払込完了時、年金コース、一時金受け取りの自由な組合せが選択できます。

年金コース
積立金から1,000万円を充当した場合

●積立金(年金原資)とその運用によって得られる配当金(生じた場合)を年金として受取るものです。
<10年確定年金(定額型)の例>
10年間にわたり、年額約105.2万円が受取れます。

累計受取額 約 1,052.³万円

- 上記の例の他に、15年、20年確定年金、10年保証期間付終身年金があります。
- 年金受給開始までの一定期間(10年以内)、積立金を据え置くこともできます。

年金に代えて一時金受け取り
約44万円

●積立金約1,044万円から年金原資1,000万円を差し引いた残高です。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、予定利率(2022年4月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には、配当金を加算していません。
なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

自由選択(退職時にコースを指定)

給付額試算表(中途脱退のときの脱退一時金)

※死亡の時は、遺族一時金として脱退一時金プラス月払保険料の1カ月分相当額が支払われます。
※加入期間の短い方は、脱退一時金額が払込掛金合計額より下回ることがあります。

加入年数	<月払10口(1万円)加入の場合>		<賞与払10口(10万円)加入の場合>		
	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)	加入年数	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)
1	120,000	約 114,100	1	200,000	約 190,500
2	240,000	約 229,300	2	400,000	約 382,600
3	360,000	約 345,400	3	600,000	約 576,400
4	480,000	約 462,500	4	800,000	約 771,800
5	600,000	約 580,700	5	1,000,000	約 969,000
6	720,000	約 699,900	6	1,200,000	約 1,167,900
7	840,000	約 820,100	7	1,400,000	約 1,368,500
8	960,000	約 941,500	8	1,600,000	約 1,570,900
9	1,080,000	約 1,063,900	9	1,800,000	約 1,775,200
10	1,200,000	約 1,187,400	10	2,000,000	約 1,981,300
11	1,320,000	約 1,312,000	11	2,200,000	約 2,189,300
12	1,440,000	約 1,437,800	12	2,400,000	約 2,399,200
13	1,560,000	約 1,564,800	13	2,600,000	約 2,611,000
14	1,680,000	約 1,692,900	14	2,800,000	約 2,824,800
15	1,800,000	約 1,822,200	15	3,000,000	約 3,040,500
20	2,400,000	約 2,486,700	20	4,000,000	約 4,149,500
30	3,600,000	約 3,912,200	30	6,000,000	約 6,528,100

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
(1)年間保険料766万円を常に維持していること。
(2)加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
(3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2022年4月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。
なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

ガッチリプラン

(個人年金保険料控除型)

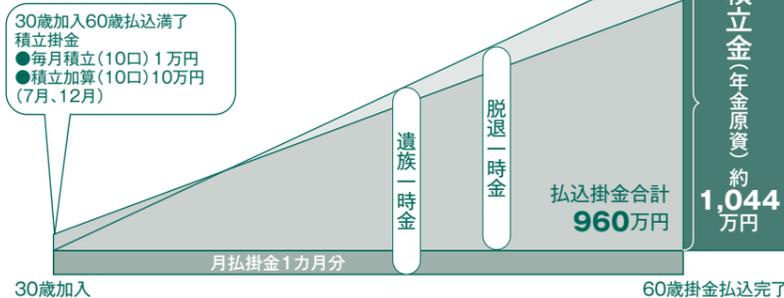
ガッチリプランの特長

- 申込口数
- 月払 1口～50口(1口=1,000円)
- 賞与払 1口～99口(1口=10,000円)
- 一時払 1口～2,000口(1口=10,000円)

※積立プラン・ガッチリプラン双方に加入することも可能ですが、積立プランまたはガッチリプランいずれか一方の加入も可能です。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
(1)年間保険料766万円を常に維持していること。
(2)加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
(3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2022年4月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。
なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

在職中の積立例



年金受取り

●積立金(年金原資)とその運用によって得られる配当金(生じた場合)を年金として受取るものです。
<10年確定年金(定額型)の例> 10年間にわたり、年額約109.8万円が受取れます。

累計受取額 約 1,098.⁶万円

- 上記の例の他に、15年、20年確定年金、10年保証期間付終身年金があります。
- 掛金の払込期間が10年以上かつ50歳以上でなければ年金での受取りはできません。
- 50歳以上60歳未満での年金受取りは、終身年金のみの選択となります。
- 年金受給開始までの一定期間(10年以内)、積立金を据え置くこともできます。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、予定利率(2022年4月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には、配当金を加算していません。
なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

積立年金の取扱いについて

	積立プラン(一般の生命保険料控除型)	ガッチリプラン(個人年金保険料控除型)																								
新規加入資格	加入日(毎年10月1日)に満18歳以上58歳未満の役員及び従業員で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払込完了年齢(60歳(役員は70歳))まで2年以上ある方。	加入日(毎年10月1日)に満18歳以上58歳未満の役員及び従業員で申込日現在健康で正常に就業している方。個人年金保険料控除適用になる方は掛金払込完了年齢(60歳(役員は70歳))まで10年以上ある方。																								
加入日(責任開始日)	2022年10月1日から加入となります。																									
新規加入及び加入口数変更の取扱い	年一回、定められた申込期間中に限り、加入及び口数変更(増口・一部中止)を受け付け、10月1日付けで取り扱います。(一部中止については、下記別表を事由とする)																									
脱退の取扱い	次の事由に該当したときは、この保険から脱退するものとします。(脱退一時金は、加入者の指定する口座に送金します。)募集期間中に脱退の申し込みをしたとき。(毎年10月1日付)																									
減口及び中止の取扱い	減口・全口中止…加入者は次の事由がある場合にはお申し出により積立金の払い出し(減口)や掛金の払込を中止することができます。 ※減口とは、払込を継続しながら積立金をお支払いするものです。 ※全口中止とは、払込を中断するもので、積立金の払い出しをせず他の積立金同様に継続して運用されます。月払を全口中止する場合は、ボーナス払も全口中止されます。 全口中止(払込みの中断)ができるのは3年以内です。 (○は該当事由) <別表> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>減口</th> <th>中止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①災害</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③住宅の取得</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④教育(親族の教育を含む)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤結婚(親族の結婚を含む)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥債務の弁済</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	事由	減口	中止	①災害	○	○	②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)	○	○	③住宅の取得	○	○	④教育(親族の教育を含む)	○	○	⑤結婚(親族の結婚を含む)	○	○	⑥債務の弁済	○	○	⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合	×	○	
事由	減口	中止																								
①災害	○	○																								
②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)	○	○																								
③住宅の取得	○	○																								
④教育(親族の教育を含む)	○	○																								
⑤結婚(親族の結婚を含む)	○	○																								
⑥債務の弁済	○	○																								
⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合	×	○																								
掛金	積立掛金 掛金は加入者負担です。 イ 月払掛金 1口あたり1,000円として、1口から50口の範囲で任意に選択できます。毎月の給与から控除します。(初回は10月分より) ロ 賞与払掛金 1口あたり10,000円として、1口から99口の範囲で任意に選択できます。7月と12月のボーナスより、同額を控除します。 ハ 一時払掛金 1口あたり10,000円として、1口から2,000口の範囲で申し込みできます。振り込み方法は9月頃通知します。 ニ 退職時一時払掛金 1口あたり10,000円として、1口から2,000口の範囲で申し込みできます。確定年金選択の場合、そのときの積立金が一時積増の限度額となります。 (注) ロ、ハ、ニ のみの加入はできません。(月払への加入が条件となります。) (注) この制度は、月払掛金1口あたり20円、賞与払掛金および一時払掛金1口あたり200円の管理費が掛金に含まれています。従って積立金への繰り入れは、この管理費が控除された額となります。																									
在職中の給付	在職中に脱退、または死亡したときは、次の給付があります。 脱退したとき：脱退一時金(加入者本人に支払われます。) 死亡したとき：遺族一時金(加入者の遺族に支払われます。) (遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位による。)																									
払込満了時の選択	払込満了時(60歳(役員は70歳))に達したとき、または満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたときに次の年金等を選択し加入者にお支払いします。(複数選択も可能)ただし、脱退時の年齢が50歳未満の方は一時金受け取りのみとなります。(給付内容は給付額試算表を参照してください。) 年金受取人(掛金負担者)は被保険者本人です。 ①年金：年金の種類は、次の中から選択できます。(定額型・10%逓増型) <table border="1"> <tr> <td>10年確定年金</td> <td>15年確定年金</td> <td>20年確定年金</td> <td>10年保証期間付終身年金</td> </tr> </table> ○確定年金とは、加入者本人の生死に関係なく年金を支給するものです。 ○保証期間付終身年金とは、加入者本人が生きている限り、年金を支給し、保証期間中は、加入者本人の生死にかかわらず、その期間年金を支給するものです。 *保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 ○年金開始時期として即時支給と繰延支給があります。加入者はお申し出により、年金開始を最長10年間繰り延べすることができます。この期間中引受保険会社が定めた方法により積み立てておきます。ただし、繰延期間中は保険料の払込はお取り扱いしません。尚、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。繰延期間中は、減口のお取扱いはできません。 ○初年度年金月額が1万円未満の場合は、一時金の受け取りとなります。 年金は、年4回に分けて2月、5月、8月、11月に支給します。 ②一時金受取 (年金に代えて積立金(払込掛金+配当金(生じた場合))を一括して受領するものです。) ③年金開始後、年金受取人(遺族含む)からご希望があれば、将来の年金支払いに代えて、残余保証期間の未支払年金現価を一時金でお支払いします。この場合10年保証期間付終身年金については10年の保証期間経過後加入者本人が生存されていたとき、年金のお支払を再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。 退職時一時積増 確定年金選択の場合には、残高の範囲内で積増しが可能です。	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	10年保証期間付終身年金	払込満了時(60歳(役員は70歳))に達したとき、または加入10年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたときに次の年金等を選択し加入者にお支払いします。(複数選択も可能)ただし、掛金の払込期間が10年に満たない方、及び脱退時の年齢が50歳未満の方は一時金受け取りのみとなります。 年金受取人(掛金負担者)は被保険者本人です。 ①年金：年金の種類は、次の中から選択できます。(定額型・10%逓増型) <table border="1"> <tr> <td>10年確定年金</td> <td>15年確定年金</td> <td>20年確定年金</td> <td>10年保証期間付終身年金</td> </tr> </table> ○掛金の払込期間が10年以上で満60歳以上で脱退されたとき、確定年金または保証期間付終身年金の中から1種類選択することができます。 ○掛金の払込期間が10年以上で満50歳以上60歳未満で脱退されたときは、保証期間付終身年金のみの選択となります。 ○確定年金とは、加入者本人の生死に関係なく年金を支給するものです。なお、年金の支給開始年齢は満60歳以上の設定となります。(満60歳未満の設定はできません。) ○保証期間付終身年金とは、加入者本人が生きている限り、年金を支給し、保証期間中は、加入者本人の生死にかかわらず、その期間年金を支給するものです。 *保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 ○年金開始時期として即時支給と繰延支給があります。加入者はお申し出により、年金開始を最長10年間繰り延べすることができます。この期間中引受保険会社が定めた方法により積み立てておきます。ただし、繰延期間中は保険料の払込はお取り扱いしません。尚、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。繰延期間中は、減口のお取扱いはできません。 ○10年保証期間付終身年金の支給開始年齢は、満50歳以上の設定となります。 年金は、年4回に分けて2月、5月、8月、11月に支給します。 ②年金開始後、年金受取人(遺族含む)からご希望があれば、将来の年金支払いに代えて、残余保証期間の未支払年金現価を一時金でお支払いします。この場合10年保証期間付終身年金については10年の保証期間経過後加入者本人が生存されていたとき、年金のお支払を再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	10年保証期間付終身年金																
10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	10年保証期間付終身年金																							
10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	10年保証期間付終身年金																							

残高通知	積立金残高は、毎年1回決算終了後、明細書により加入者に通知します。
税法上の取扱いについて	掛金から制度運営費を引いた金額が一般の生命保険料控除の対象となります。掛金から制度運営費を引いた金額が個人年金保険料控除の対象となります。税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる可能性があります。
配当について	毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金開始後は年金の増額のための保険料に充当します。

積立年金は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

【引受会社】 明治安田生命保険相互会社(事務幹事)、日本生命保険相互会社
【連絡先】 明治安田生命保険相互会社 総合法人第二部 法人営業第二部
〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27国際新赤坂ビル東館23階 TEL 03-3560-5737
※2022年6月27日以降は、連絡先が変更となります。
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 TEL 03-6259-0015



個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

【医療保障保険】

「医療保障保険契約内容登録制度」について～あなたのご契約内容が登録されます～

明治安田生命保険相互会社(以下、「明治安田生命」といいます。)は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。また、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

- 【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))
(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名
(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

【総合医療サポート・重病克服支援制度】

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。

健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集のサポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

P.11

お申込み方法

所定の申込書に必要な事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

お問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 総合法人第二部法人営業第二部
03-3560-5737

〒107-0052 東京都港区赤坂2-1-4 27 国際新赤坂ビル東館23階

※2022年6月27日以降は、連絡先が変更となります。
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-6259-0015